

「保育活動専門員」認定制度 Q&A

Q1. 「保育活動専門員」に認定されると、どのような活用方法がありますか？

- A1.** 保育活動専門員として活動している皆さんから、次のような活用報告をいただいています。
- ・「質の高い保育を提供していることを、保護者や地域のみなさんへお示しできるように、いつも携行しています」
 - ・「スキルアップの努力を続けていることの証明として、園の職員みんなが取得をめざしています」
 - ・「子育て支援センターで活動する際、認定証があることで保護者から安心感を得ています」

Q2. 「保育活動専門員」認定を受けていることを証明するツールはありますか？

- A2.** 認定者には、「認定カード（顔写真入りまたは顔写真なし）」、「個人認定証」、「施設掲示用認定証」を発行いたします。

Q3. 保育士資格とどう違うのですか？

- A3.** 「保育士」資格は児童福祉法に基づく国家資格であるのに対し、「保育活動専門員」認定制度は、全国保育協議会が実施する、民間の認定制度です。

Q4. 有効期間はどれくらいですか？

- A4.** 認定証発行日から5年間です。認定期間中（認定証発行年の4月1日以降の5年間に、指定する研修会等の受講によって一定以上の研修ポイントを獲得することで、更新手続きを行うことができます（更新には手数料が必要）。更新手続きの詳細は、5ページをご覧ください。

